

船舶事故調査報告書

令和8年4月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和7年11月2日 07時55分頃
発生場所	愛知県南知多町野島西南西方沖 尾張野島灯台から真方位245° 2.8海里（M）付近 （概位 北緯34° 38.3′ 東経136° 57.4′）
事故の概要	遊漁船清丸は、北東進中、また、プレジャーボート スチール丸は、船首を南西方に向けて漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和7年11月12日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 清丸、4.8トン AC3-38338（漁船登録番号）、個人所有 第240-50812号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート スチール丸、5トン未満（長さ8.29m） 240-38810愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定（限定なし） B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に破口等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.5m～1.0m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、遊漁の目的で、南知多町師崎漁港を出航し、愛知県田原市伊良湖岬西方沖で餌を調達した後、同漁港南方沖の釣り場に向けて北東進した。 船長Aは、操縦席に腰を掛けて手動操舵で操船に当たり、GPSプロッターを作動させてレーダーを3Mレンジとし、A船を約13ノットの対地速力で航行させていた。 船長Aは、野島西南西方沖において、レーダー画面を見ていたが、釣り客に多くの釣果が得られるよう考え事をして、レーダー画面に映るB船に注意を払わなかった。 その後、船長Aがふと船首方を見たところ間近にB船がいたので衝突の危険を感じ、避航しようと主機を後進とするとともに右舵を取ったものの間に合わず、A船の船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 （図1 参照）



図1 事故発生場所概略図

国土地理院Webサイトの地理院地図を加工して作成

船長Aは、A船及びB船の乗船者に負傷者がいないことを確認するとともにB船の損傷状況を確認し、所属する漁業協同組合に本事故の発生を連絡した。

A船は、航行に支障がなかったので、自力航行して師崎漁港に戻った。

船長Aは、平成15年9月12日に愛知県知事から遊漁船業者の登録を受けていた。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣りの目的で、愛知県西尾市一色漁港を出航した。

船長Bは、野島西南西方沖において船首を南西方に向け、主機の操縦レバーを中立としてB船を漂泊させ、右舷船尾部甲板上で立って釣りをしていたところ、船首方200～300m付近にA船を視認した。

	<p>船長Bは、ふだん、航行中の船舶が接近してきても漂泊中のB船を避けており、接近してくるA船が漂泊中のB船を避けると思い、時折A船の動向を見ながら釣りを続けた。</p> <p>船長Bは、A船がB船を避ける様子がないので、A船に向かってB船がいることを両手を振って示した。A船が更に接近するのでB船を後進させたが間に合わず、B船とA船とが衝突した。</p> <p>船長Bは、118番通報して損傷状況を確認し、航行に支障がなかったため、B船を自力航行させて一色漁港に戻った。</p>
分析	<p>船長Aは、A船が北東進中、レーダーを見ていたものの釣り場について考え事をしていたことから、レーダーに映っていたB船の船影に気付かず、また、周囲の見張りを適切に行っていなかったものと考えられる。</p> <p>このため、船長AがB船に気付くのが遅れ、避航動作が遅れたものと考えられる。</p> <p>船長Bは、B船が船首を南西方に向けて漂泊中、A船を視認していたものの、ふだん、航行中の船舶が漂泊中のB船を避けていたことから、A船がB船を避けるものと臆断し、B船を継続的に監視しないまま釣りを続けていたものと考えられる。</p> <p>このため、船長Bは、A船に気付くのが遅れ、避航動作が遅れたものと考えられる。</p> <p>これらのことから、A船が航行中、B船が漂泊中、両船が衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が北東進中、B船が船首を南西方に向けて漂泊中、船長Aが、レーダー画面に映るB船に気付かず、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、B船に対する避航動作が遅れ、また、船長Bが、航行中のA船が漂泊中のB船を避けると思い、A船を継続的に監視していなかったため、A船に対する避航動作が遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中は操船に意識を集中し、レーダー等を使用しつつ常時適切な見張りを行うこと。 ・ 船長は、漂泊中、接近する他船を認めた場合、航行中の船舶が漂泊中の船を避航すると思わず、早めに衝突を避けるための措置を採ること。